

## 北海道選挙管理委員会告示第7号

令和3年4月25日執行予定の衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録日を次のとおり定める。

令和3年2月26日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚 正寛

- 1 登録基準日 令和3年4月12日  
ただし、年齢については令和3年4月25日
- 2 登録日 令和3年4月12日